

保存期間が満了した行政文書ファイルの誤廃棄事案について

保存期間満了文書の誤った廃棄処理については、平成 25 年 1 月、5 月、7 月に 3 の出先機関で発生し、その後、新たな発生は見られなかったところであるが、本年 10 月に三角港管理事務所について監査を実施したところ、誤廃棄と思われる案件が発見されたことから同事務所に詳細な調査を依頼した結果、別紙報告書のとおり誤廃棄の報告があった。

1 三角港管理事務所における誤廃棄の内容

(1) 概要

平成 28 年度は、熊本地震の影響のため県政情報文書課としては、廃棄業務を行わなかったところであるが、三角港管理事務所において独自に保存期間満了文書の廃棄作業を実施し、本来行うべき廃棄対象であるか否かの所属での事前チェック、パブコメ、有識者チェック、行政文書等管理委員会意見聴取を経て廃棄決定を行うという手順を経ないまま廃棄が行われた。

(2) 誤廃棄の時期

平成 28 年 7 月

(3) 誤廃棄された文書

誤廃棄した行政文書ファイルの総数 161 冊

【内訳】

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行後に作成又は取得されたもの	14 冊
熊本県行政文書等の管理に関する条例施行前に作成又は取得されたもの	139 冊
作成又は取得の年度が不明のもの	8 冊

(4) 誤廃棄の原因

担当者及び所長（文書管理者）の行政文書管理制度における文書廃棄への理解が不足していたため。

2 実施済及び今後の対応

- (1) 同様の事案がないかの確認を含め、全所属に対し通知による周知徹底。
(平成 29 年 10 月 30 日付け総括文書管理者(総務私学局長)通知)
- (2) 研修の実施による廃棄業務に関するさらに徹底した教育、周知。
- (3) 職員の文書管理制度そのものへの関心の低下を防ぐための対策の検討。